# 家内労働のしおり

~ 家内労働法の概要について ~

厚生労働省 山梨労働局 賃金室







#### 目次

I		家内労働法のあらまし	
	1	家内労働者とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2		
	3	委託者とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
П		家内労働法のきまり(委託者のみなさんへ)	
	1	最低工賃のきまりがあります・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2	工賃を支払うときに注意することは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	3	家内労働手帳の交付が義務づけられています・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	4		
	5		
	6		
5			
Ш		家内労働者のみなさんへ	
	1		6
	2		
IV		家内労働者の安全及び衛生の確保につとめましょう	_
	1		7
	2		
v		安全及び衛生に関する指導状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
•			,
(	参	· 考)	
	書		
•		・	
		様式第3号(家内労働死傷病届)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		様式第4号(帳簿)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		伝票式家内労働手帳様式第 1 (基本委託条件の通知)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		伝票式家内労働手帳様式第2(注文伝票)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		伝票式家内労働手帳様式第3(受入伝票)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
r			1 3
L		梨県内の家内労働について】	
		山梨県の業種別家内労働従事者数、委託者数および主な家内労働業務(令和5年)・・・・・	
		山梨県内の最低工賃及び用語・工程解説・・・・・・・・・・・・・・・15~	
	冏	い合わせ先】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23

#### I 家内労働法のあらまし

「家内労働法」は、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定に資するため、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置など家内労働者に関する最も基本的な事項について定めた法律です。

この法律で定める家内労働者の労働条件は最低の基準ですから、委託者も、家内労働者も、この基準を理由に労働条件を低下させてはならないことはもちろん、更に向上させるように努めなければなりません。

この法律の対象となる「家内労働者」、「補助者」、「委託者」についてふれておきましょう。

#### 1 家内労働者とは

通常、自宅を作業場として、メーカーや問屋などの委託者から部品や原材料の提供を受けて、一人で(又は家族とともに)、物品の製造や加工などを行い、その労働に対して工賃を受け取っている人のことです。

#### 2 補助者とは

家内労働者と一緒に住んでいる家族(親族)で、家内労働者の仕事を手伝っている人のことです。

#### 3 委託者とは

メーカーや問屋などの業者で、部品や原材料などを直接、家内労働者に提供し、物品の製造や加工などを 委託している人のことです。

#### <参考1>家内労働者はやわかり

	注文主は?	仕事は?	原材料は?	収入は?	作業者は?
家内労働者	①製造・加工業、 販売業者・これ らの請負業者 (複数も可)	②物品の製造 及び加工など	③注文主から 提供を受ける	④物品の加工賃	⑤自分自身と 同居の親族
家内労働者 には該当し ません	⑥一般の家庭など	⑦セールス、運送	⑧自分で調達	⑨製品の売上げ	⑩常に他人を雇用

- (注)・①から⑤のすべてにあてはまれば家内労働者です。
  - ・⑥から⑩のいずれか一つにに該当すれば、家内労働者ではありません。
  - ・大規模な機械設備を有する作業場の場合も家内労働者には該当しません。

#### <参考2>家内労働者の3類型

専業的家内労働者	家内労働が世帯の本業であり、一人で又は家族と一緒に仕事をし、その収入 で生計を立てている人
内職的家內労働者	主たる生計維持者以外の家族(例えば、主婦など)で、世帯の本業とは別に、 家計の補助などのため家事の合間に家内労働を行う人。
副業的家內労働者	他に本業を持ちながら、本業の合間に、一人で又は家族と一緒に家内労働を 行う人

#### Ⅱ 家内労働法のきまり(委託者のみなさんへ)

家内労働法は、委託者にいろいろな義務を定めています。主なものは次のとおりです。

#### 1 「最低工賃」のきまりがあります

最低工賃額は、最低額の意味ですから、この額を下回る工賃での委託は無効となります。したがって、委託者は、この額より低い工賃での委託をすることはできません。もし、そういう約束をしたとしても、最低工賃との差額を支払わなくてはなりません。

山梨県では令和7年3月現在、3業種について、最低工賃が決められています。

(山梨県貴金属製品製造業最低工賃、山梨県電気機械器具製造業最低工賃、山梨県婦人服製造業最低工賃)

#### 2 工賃を支払うときに注意することは

工賃の支払いが遅れたり、全く支払われなくなったりすると、家内労働者は生活に困ることになります。 そのようなことがないように、工賃については、現金で全額を支払うことや、納品から1か月以内に支払うことなどが義務づけられています。

#### 現金で全額を

製品や、小切手での支払はできません。

ただし、家内労働者の同意があれば、次の2つは差し支えありません。

ア 郵便為替の交付

イ 銀行などの預金・貯金口座への振込

#### 納品から1か月以内に

納められた製品の検査が終わっていないからといって、支払いを先に延ばすことはできません。

また、毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から 1 か月以内に支払わなければなりません。

家内労働者は、委託者の指揮監督の下で働くわけではありません。労働時間や作業方法 などは、本人の責任で行われ、しかも複数の委託者と契約することもできる面からは「自営業者」 的であるといえます。

一方、家内労働者は、委託者から原材料を支給され、他人を使わずに製造・加工などの仕事をしています。

これは、仕事の報酬としての工賃を得るためであり、経済的には委託者に従属しています。この 面からは、「雇用労働者」的であるといえます。

家内労働法は、このような事情から、労働基準法の保護を受けない家内労働者を、雇用労働者に準じるものとして保護しています。

#### 3 家内労働手帳の交付が義務づけられています

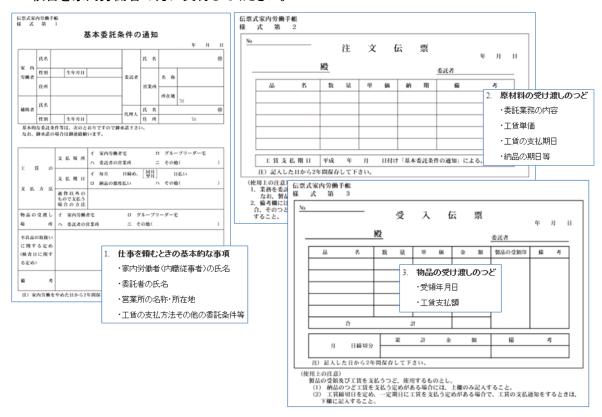
委託者が家内労働者に仕事を頼むとき、材料を渡しますが、このとき、もうひとつ忘れてはならないのは「家 内労働手帳」です。

これは、後になって委託者と家内労働者との間でトラブルが起こるのを防ぐために、工賃などの約束事について、前もって文書で明確にしておくものです。

#### 伝票式家内労働手帳(見本)

これらの用紙は2枚複写になっています。

2枚目を家内労働者の方に交付してください。



※必要なことが書いてあれば、いつも使っている伝票でもかまいません。

また、課税のための文書ではありませんので、印紙を貼る必要もありません。

(厚生労働省のホームページからモデル様式(Excel)がダウンロードできます)

#### 4 委託の打ち切りの予告について

家内労働者の中には、同じ仕事を長いこと続け、技能を持っている方がたくさんいらっしゃいます。このような方たちは、急に仕事を打ち切られても、他の仕事に変わるのは難しく、生活に困ってしまいます。

そのようなことのないよう、6か月以上継続して仕事を出している委託者が、やむを得ず委託を打ち切らざる を得ないときは、十分な予告期間をとってください。

#### 5 労働基準監督署への届出が必要です

#### (1)委託状況届

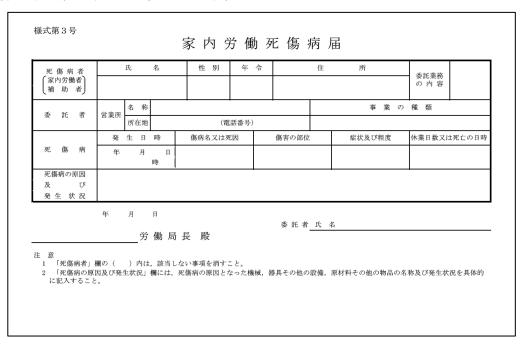
事業の種類、事業所の名称・所在地、委託している仕事の内容、家内労働者や補助者などの数を次のとおり届け出て下さい。

- ア 初めて委託者になった方は、遅滞なく
- イ 毎年、4月1日現在の状況については、4月30日までに



#### (2)家内労働死傷病届

家内労働者又は補助者の方が、仕事を原因とするけがや病気により、4日以上休業したり、又は亡くなられた場合は、遅滞なく届出が必要になります。



#### 6 家内労働者ごとの帳簿の作成について

委託者は、家内労働者ごとに、氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかなければなりません。また、この帳簿は最後に記入した日から5年間保存しなければなりません。



各種様式については、巻末資料をご参照ください。(※委託状況届については山梨労働局版ですのでご活用ください)

また、厚生労働省ホームページからモデル様式(Excel)をダウンロードすることができます。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099622.html)

各種申請・届出などの手続きを e-Gov から電子申請することもできます。

(<a href="http://www.e-gov.go.jp/">http://www.e-gov.go.jp/</a>)

#### Ⅲ 家内労働者のみなさんへ

Ⅱで述べたように、家内労働法は委託者にいろいろな義務を課しています。家内労働法が守られるために は家内労働者も、法の内容を知って、委託者に働きかけることが大切です。

#### 1 労災保険特別加入制度について

仕事が原因でけがや病気をしたときのために、国では、労災保険制度をもうけて保険給付を行っています。 これは本来、雇用労働者を対象としていますが、特に危険有害な仕事をしている家内労働者も加入できます。

(1)加入できるのは、例えば次のような方です。

ア プレス機械などを使って、金属・合成樹脂・皮などを加工している方

イ 有機溶剤、または、それを含んでいるものを使って、履き物、鞄などを加工している方

(2)加入の方法は?

家内労働者の場合は、個人でなく家内労働者の団体を通じて加入することになります。(団体がない場合は、 団体を作る必要があります。※令和6年3月現在、山梨県に特別加入できる団体はありません。)

(3)保険給付の内容

家内労働者が、その作業により、けがをしたり病気になったりしたときは、治るまで無料で治療が受けられ、 療養のため仕事ができず休業した場合、休業補償給付が受けられます。また障害が残った場合や死亡した場 合は年金、一時金、葬祭料が支給されます。

#### 2 インチキ内職の被害防止について

内職希望者の中には、高収入の仕事があるという広告に誘われて、 さまざまな名目で高い金額を支払わされる一方、仕事の内容や収入に ついて約束とは違うという被害にあう例があります。

また、これまで問題となった例については、主として誇大広告に問題があることが多いので、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう関係機関との連携により注意喚起に努めています。

このような被害を防ぐには、内職希望者自身の注意が何よりも肝心です。仕事を始めるときは、少なくとも次のことに注意して慎重に対処することが必要です。



- ●高収入すぎるのは要注意。簡単な仕事で高収入というのはないと考えてよいでしょう。また、業者のいうように仕事を紹介してくれる保証はないので、納得ができるまで十分に説明を求めて確認をし、本当に自分にできる仕事かどうか冷静に判断した上で、結論を出しましょう。
- ●高額な機械の購入などの費用がかかるものは、よく考えましょう。
- ●広告に甘い話ばかり書いてありませんか。
- ●収入などその他の委託条件を十分に確認することが必要です。内容は契約書などの書面でもらいましょう。
- ●信用できる業者かどうか十分検討することが必要です。例えば、高額な商品を購入させるなど事前にお金を支払わせる業者、安易に高収入を約束する業者、強引な勧誘をする業者、契約や支払を急がせる業者、納得できる説明をしない業者には特に注意しましょう。

#### IV 家内労働者の安全及び衛生の確保につとめましょう

家内労働法には安全衛生規定があります。

委託者が、家内労働者に一定の機械器具又は原材料を譲り渡したり、提供したりする場合には、これらによる危害を防止するため、次のような措置を講じなければなりません。

#### 1 委託者が守るべき事項

委託者が家内労働者に一定の機械器具または原材料を譲り渡したり、提供したりする場合には、危害防止のための措置を講じましょう。

- ●プレス機械等について、安全装置を取り付けること。
- ●モーター、バフ盤等については、防護装置の覆いを取り付けること。
- ●危害防止のための「作業心得」などの書面を交付すること。
- ●有機溶剤を含む接着剤などの有害物については、漏れたり、発散するおそれのない容器を使用し、容器の見やすいところに、有害物の名称や取扱い上の注意事項を記載すること。
- ●胆管がんとの関連が指摘された1,2-ジクロロプロパンについては、可能な限り譲渡・提供しないこと。

#### 2 家内労働者が守るべき事項

家内労働者も自ら積極的に災害防止に取り組むことが大事です。

次のようなことを必ず守るようにしましょう。

- ●接着剤の中には、体に害のある有機溶剤を含んでいるものもあります。このような危険有害な原材料を使用する場合には、換気をよくして中毒にかからないようにしましょう。
- ●プレス機械、織機などケガをするおそれのある機械を使用する場合には、安全装置を取り付けるなど安全な方法で作業しましょう。
- ●危険有害な仕事に従事する場合は、必要な保護具(作業服、帽子、マスク、耳栓、手袋など)を使用しましょう。
- ●委託者から危険防止のための「作業心得」をもらったら、見やすい場所に貼って、その注意事項は必ず守るようにしましょう。



#### V 安全及び衛生に関する指導状況

家内労働者の安全の確保、健康の保持等について啓発指導を行うため、家内労働安全衛生指導員制度が 設けられており、委託者及び家内労働者に対して巡回指導を行っています。

# 参考

③ 家内労働者に物品の加工等を委託している事業者は、家内労働法により、毎年4月1日現在の状況を4月30日までに、「委託状況届」を<u>所轄の労働基準監督署長</u>を経由して、 山梨労働局長に届け出なければならないとされています。
 ③ 委託がない場合は、Faxでも構いません(あて先:055-236-5055)。
 ③ ご不明な点は山梨労働局賃金室までお問合せください(055-225-2854)。

# Щ 咒 状 噐 ₩

①事業の種類	②事業所の名称	③事業所の所在地	(多要託状況 (該当にO)
		(台學提高)	委託なし 委託あり (繁忙期のみ )

			1	$\prod_{i=1}^{n}$			⑦家内労働者数	衛者数					(8)補助者数	温数			6
6	⑤委託業務の具体的内容	存容	⑥委託地境 (主な市町村名を記入)	域 を記入)	男	売りま	₩	76 18 才 未満	±	35 18 才 未満	眠	沙 18 オ 米賞	¥	35.18 才 未養	<b>‡</b>	35 18 考 未養	大 (本)
(1)	御家内労働者の類型別数	対数				①委託	業務におい	ナる危険す	有害業務	の有無(	亥当する(	①委託業務における危険有害業務の有無(該当するものがあれば記入)	1ば記入)				
	4 1 1	Ī	<u></u>		ŧ	9		1	#	性別		擬型別	ŀ		100	70.4	
射料	聚四多霉盐	<b>~</b>			Σ	ф			9	男女	推 推	製区	極層		<b>以来公主</b>	5	
+	排砂岩	Υ	1	プレス機械・片打ち機・旋盤など	打ち機・旋	量など		$\vdash$	$\vdash$	ig	ig	L	L				Γ
£	安内労働者	$^{\prime}$	2 有	有機溶剤(接着剤など)	育剤など)												Γ
	本部本	Υ	留の	船・船化合物使用(ハンダ付けなど)	利用のシン	ダ付けなど)											
i	家内労働者	Υ	4 \$9	粉じんを発散する作業	<b>する作業</b>												
* =	林思本	Υ	2000年	動力により駆動される機械(ミシン・編み機など)	もされる機	病(ホンン・	編み様なと	S									
	製石光衛社	4	₩ 9	木工機械					_								
<b>≠</b>	務金額	ĭ	ファ	火薬類													
	è		4	计分字分字字计算条件	おのまり												

绐 出 委託者

(所轄労働基準監督署長経由) 巖 岷 哩 壑 釆 凝日

8 その他の危険有害業務

記入上の洋衡

①「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類及び具体的な製品名を記入してください。 ②「代理人数」欄には、委託者に代わって、従業員以外の人で内職廻りを請負っている場合があれば、その人教を記入してください。 定義 專業:家内労働をその世帯の本業とし、世帯主自身が単独又は家族とともに従事している者です。 - a e

・家内労働をその世帯の本業とし、世帯主自身が単独又は家族とともに従事している者です。・主婦や高齢者など世帯主以外の家族が、世帯の本業とは別に家内労働に従事している者です。 學内間精 助 歌歌業者

副 業 : 他に本業を有する世帯主が、本業とは別に、単独又は家族とともに家内労働に従事する者です。 補助者 : 家内労働者の同居の親族で、家内労働者の従事する業務を補助する者です。 4 ④⑪⑪の部分は、法定外記載事項ですが、果内の家内労働者の状況を把握する上で重要な資料ですのでご配入をお願いします。

# 様式第3号

# Щ 溗 内労働死傷 ₩

住所来	受託未務 の 内 容	事業の種類		傷害の部位 症状及び程度 体業日数又は死亡の日時					
性別年令			(各果異島)	傷病名又は死因					
氏 名		名 称	B 来別 所在地	発生日時	年 月 日	中			
死傷病者	(家内労働者) (補 助 者)	· · ·	11. A		死 傷 病		死傷病の原因	及び	発生 状况

ш Щ # 夲 出 託者 麥

### 礟 展 峌 働 泺

# 灶

- 「死傷病者」欄の ( ) 内は, 該当しない事項を消すこと。「死傷病の原因及び発生状況」欄には, 死傷病の原因となった機械, 器具その他の設備, 原材料その他の物品の名称及び発生状況を具体的に記入すること。

惠

簿

								老	
								単 英	
								1.外の で払フ この着	
								通貨以外の 工賃支払方 法とその額	
名	所	範囲					**	新 質 工 五 五	
		第の					₩	Н	
		代理業務の範囲					<b>帝</b> 区	大総	
出	₩	代理					Н	Н	
	$\prec$			な件				支払年月	
	型			三 法				支払	
	*			特委				(領した)品の数量	
							領	領し品の	
				П			QD)	<b>N</b> を	
				Э			尽	受領年月日	
				年				領年	
				土				<u>е</u> п	<u> </u>
	Н	1						賃 払期	
	Я							工 支払	
	: 年			別					
	生							の時	
				靯				解留の時期	
							淵		
				ΝП				工賃の単価	
				名					
								せる数量	
各	別	所	作業上の所在地				J/L	         	
			の所				极	を発	_
			業上	出				業務の	
出	軐	#	作					委託業務の 納入させる 内 容 物品の数量	
	<b>补</b>	三		#	ά	析		Н	
	<b>米麦多子</b>	77.7		ŧ	Tá			委託年月	
	4)v	*		#	₽	備		委託	

# 烘

- 1224
- 「作業場の所在地」欄には,家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合に記入すること。 「補助者」及び「代理人」欄には,該当する場合に記入すること。 「特別な委託条件」欄には,当該家内労働者に関し,特別な委託条件を定めた場合に記入すること。 「委託」欄には委託をするつど,「受領」欄には製造又は加工等に係る物品を受領するつど,又は「工賃支払」欄には工賃を支払うつど 記入すること。
  - 「通貨以外の工賃支払とその額」欄には,該当する場合に記入し,「支払工賃総額」の内数とすること。 2

伝票式家内労働手帳 様 式 第 1

#### 基本委託条件の通知

								年	月	Ħ
	氏	名			氏 名					(E)
家 内 労働者	性	別	生年月日	委託者		名 称				
	住	所			営業所	所在地	TEL			
補助者	氏	名		代理人	氏 名					(A)
	性	別	生年月日		住 所	TEL				

基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。 なお、御承諾の場合は御連絡願います。

	+ + # ==	イ 家内労働者宅 ロ グループリーダー宅	
	支 払 場 所	ハ 委託者の営業所 ニ その他(	)
工賃の支払方法	支 払 期 日	イ 毎月 日締め、 「同月 翌月 日払い	
工員の又似が伝	X 14 79 1	ロ 納品の都度払い ハ その他(	)
	通貨以外のもので 支払う場合の方法		
物品の受渡し場	イ 家内労働者宅	ロ グループリーダー宅	
所	ハ 委託者の営業所	デ ニ その他 (	)
不良品の取扱い			
関する定め			
(検査日に関する			
定 め )			
備考			

注) 家内労働をやめた日から2年間保存してください。

#### 伝票式家内労働手帳

様 式 第

o.			注	文		伝	票	į			
		殿							年	月	B
								委託者			
品	名	数	量	単	価	納	期	備		考	
<u> </u>											
工賃支	払期日	平成	年	月	E	付け「	基本委	託条件の通	知」によ	る。	
注) 記入し	た日から2年	間保存して	で下さい。								

#### (使用上の注意)

- 業務を委託するつど使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。
   なお、製品に複雑な規格又は仕様がある場合には、仕様書等を添付すること。
- 2. 備考欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び引き渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

#### 伝票式家内労働手帳

式 第 No.			受	入		伝	票	į		
		殿						委託者	年	月 日
品	名	数	量	単	価	金	額	製品の受領印	備	考
										ĺ
										İ
	合		計							i
			累	計	金	額		備		考
月	日締切分		糸	ρĺ	<u> 17.</u>	帜		'VHB		77
注) 記入し	た日から2年間	保存して	で下さい。					l		

#### (使用上の注意)

- 使用上の注意) 製品の受領及び工賃を支払うつど、使用するものとし、 (1) 納品のつど工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ配入すること。 (2) 工賃締切日を定め、一定期日に工賃を支払う定めがある場合で、工賃の支払通知をするときは、下欄に配入すること。

委託者数および主な家内労働業務(令和6年) 山梨県の業種別家内労働従事者数、

エイベントエージアンドラグアーダン	<b>公</b> 日十	X BU D	※50%で干・多%に 12) 選 木 22 く 12 イロウナ /
業種	家内労働 従事者数	委託者数	主な家内労働業務
	Υ	Y	
総数	1,299	158	
	100.0%	100.0%	
食料品製造業	0.5%	2 1.3%	資材の組み立て
繊維工業	159 12.2%	21 13.3%	服地織り、縫製、撚糸、ボタン付け、裁断、リンキング、まつり
木材·木製品、家具·装備品製造業	0.4%	2 1.3%	木工品組立、家具部品袋詰め
紙・紙加工品製造業	352 27.1%	7 4.4%	仕切り折り、袋入れ、のり貼り、結束、段ボール加工
印刷・同関連及び出版業	%0'0 0	0 0.0%	
(うちワープロ作業)	%0'0 0'0	(0) 0:0%	
ゴム製品製造業	9 0.7%	2 1.3%	ノバリ取り
皮革製品製造業	123 9.5%	2 1.3%	革製品縫製、革貼り
窯業·土石製品製造業	0.0%	0.0%	
金属製品製造業	110	16 10.1%	組立、検査
電子部品・デバイス製造業	57 4.4%	18 11.4%	電子部品の組立、検査
電気機械器具製造業	62 4.8%	17 10.8%	シール貼、ワイヤーハーネス組立・検査、リード線端末加工
情報通信機械器具製造業	0.1%	2 1.3%	部品の組立、検査、バリ取り
機械器具等製造業	83 6.4%	9 5.7%	コネクターの差し、精密部品の検査
その他(雑貨等)	332 25.6%	60 38.0%	プラスティック製品のバリ取り、アクセサリー加工、花火袋詰め、造花、文具組立、念珠製造
夕少年出现1.5年,1945年,1945年,1948年,19	はままりの	二 米	

※家内労働従事者数・・・家内労働者及び補助者の合算人数 令和6年家内労働概況調査による

## 山梨県貴金属製品製造業最低工賃

#### 1 適用する家内労働者

山梨県内で、貴金属製品製造業に係る業務に従事する家内労働者

#### 2 適用する委託者

前号の家内労働者に貴金属製品製造業に係る業務を委託する委託者

#### 3 最低工賃額

下表のとおり

品目	作業工程	金額
ピ ア ス (プレス製に限る)	ろう付け	1か所につき 9円50銭
	石留め(爪留め)	1個につき 13円
リ ン グ ペンダント ブローチ イヤリン ス ピ ア ス	ワックスパターン取り (ゴム型に中子が発生しないもの)	1個につき 9円50銭

備考 品目は、いずれも金製品及び銀製品に限る。

#### 4 効力発生の日

令和7年4月30日





#### 山梨県貴金属製品製造業最低工賃用語

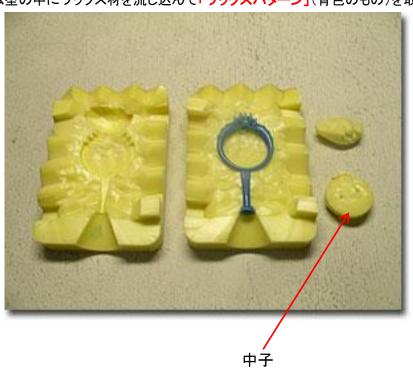
(平成25年4月17日発効時)

ろう付け	部品をろう(接着用金属)により、ガスバーナーで溶接すること。部品を接合する
	ことを「寄せ」という。
石留め(爪留め)	石枠に取り付けられた爪を曲げるなどの方法により、宝石を留めて固定するこ
	と。
ワックスパターン取り	発注者から提供されるゴムの型にワックス材を流し、ワックスパターンを作成す
(下図参照)	ること。

#### ワックスパターン取り

貴金属製品を鋳造工程において製造する際に最初に必要なものが、「<mark>原型」</mark>と呼ばれる金属製で製品の形をしているもの。

次に、その完成した原型をシリコンゴムで型取りし、「ゴム型」(黄色い長方形のもの)を作成する。 さらに、そのゴム型の中にワックス材を流し込んで「ワックスパターン」(青色のもの)を取り出す。



# 山梨県電気機械器具製造業最低工賃

#### 1 適用する家内労働者

山梨県内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

#### 2 適用する委託者

前号の家内労働者に電気機械器具製造業に係る業務を委託する委託者

#### 3 最低工賃額

下表のとおり

品目	エ	 程	規格	金額
ビニル線	端末加工	より及び予備 はんだ付け	しん線の断面積が 0.3平方ミリメートル以上 2.0平方ミリメートル以下 のもの	59銭/1か所
コイル	からげ 1か所につき、 4回以内からげ	て切るものに限る	線径 0.3 ミリメートル以上 1.2ミリメートル以下のもの	89銭/1か所
コネクター	差 し リード線の端末に取り付けら れた端子をコネクターに差し 込むことをいう			<b>56</b> 銭/1端子

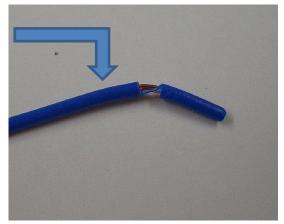
#### 4 効力発生の日

令和5年4月22日

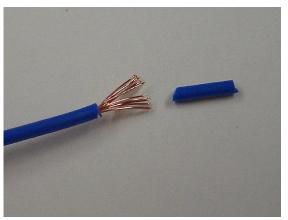
#### 山梨県電気機械器具製造業最低工賃

#### ビニル線工程

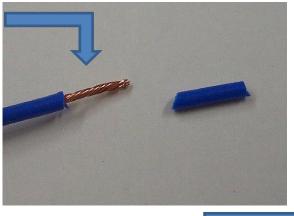
#### 1 ビニル線の被覆をむく



2 しん線がばらける



#### 3 ばらけたしん線をよる



#### 4 予備はんだ付け

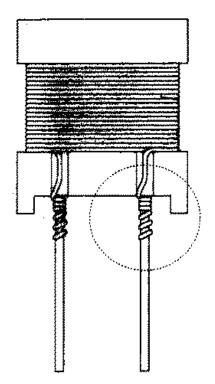


5 予備はんだ付けされたビニル線



※下線部が最低工賃の該当工程

## 山梨県電気機械器具製造業最低工賃 コイル工程







銅線の両端(コイルの巻き始めと巻き終わり)を、足の部分に線をからげる工程。

## 山梨県電気機械器具製造業最低工賃 コネクター工程

1 端子が取り付けられているリード線の端末





#### 2 端子をコネクターに差し込む



3 コネクターの部品



4 コネクターの利用方法



※下線部が最低工賃の該当工程

# 山梨県婦人服製造業最低工賃

#### 1 適用する家内労働者

山梨県内で、婦人服製造業に係る業務に従事する家内労働者

#### 2 適用する委託者

前号の家内労働者に婦人服製造業に係る業務を委託する委託者

#### 3 最低工賃額

下表のとおり

品目	工程	規格	金額	
	そで口あきみせまつり		1着 (両そで) につき	16円
	千鳥掛け	千鳥の間隔が6ミリメートル以上のもの	5センチメートルにつき	11円
ワンピース	星入れ		10センチメートルにつき	17円
上 衣 ボタン付け	ボタン付け	根巻きなし2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	9 円
	エ	根巻きあり4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	11円
コート	かぎホック付け		1組につき	17円
スカート	スナップ付け		1組につき	17円
スラックス	タループ付け	糸ループの長さが3センチメートルのもの (作り付け)	1か所につき	10円
ブラウス	タック ス	糸ループの長さが5センチメートルのもの (作り付け)	1か所につき	11円
	×印しつけ止め		1か所につき	11円
	肩パット付け		1着(両肩)につき	42円
婦人用M	オーバーロックミシン による縫製	長そで 肩・そで及びわき	1着につき	9 5円
丸首無地セーター	リンキングミシンによ る取付け	衿 (ハイネックに限る) 12ゲージ	1着につき	8 9円
	手かがり	衿 (ハイネックに限る)	1着につき	43円

- 備考1 金額欄中に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに 換算した額とし、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。
  - 2 品目欄中のワンピース、上衣、コート、スカート、スラックス及びブラウスについては、手作業によるまとめの業務に限るものとする。

#### 4 効力発生の日

令和6年4月17日



#### 山梨県婦人服製造業最低工賃用語

工程	解 説
あきみせそで(開きみせ	ジャケットの袖の部分が、実際には開かないのに、開くように見えるデザインの
袖)	物。あきみせ袖には、ボタンホール(見せかけ)のあるセッパ付きのタイプとセッ
	パの無い物がある。また、あきみせ袖の中にも、よりリアルに開きを見せるた
	め、袖口が(約2cmくらい)開いているタイプや、開きが全くないタイプ、また開
	いた部分が額縁仕立てになっているデザインがある。
あきみせまつり	「ジャケット」の「袖口」部分の実際は開かない装飾的なボタンがついているとこ
	ろのまつり縫い。
千鳥掛け	糸を斜めに交差させるかがり方。ほつれるのを防ぐために布の端に用いる。
星入れ	目立たせないように星のような小さな針目で縫い止めすること。方法はごく小針
	の返し縫いである。使うところによって、裏側からする方法と表側からする方法
	がある。星止めはミシンステッチの代わりにファスナーをつけたり、見返しなど
	の浮きを押さえたいときに用いる。
根巻きボタン付け	ボタンを付ける際に、根巻きをすること。実際に掛けるボタンにする。
飾りボタン付け	飾りボタンとは、袖口やWのスーツの、実際に掛けないボタンで、根巻きをしな
	いもの。
カギホック付け	洋服の合わせ目などをひっかけて止める、かぎ型の止め金。フック。
スナップ付け	シャツなどの前やそで口などを合わせて止めるのに使う円形の小さな金具。突
	起を穴に入れて止める。
糸ループ付け	鎖編みをした糸を布地と裏地につけ、ずれないようにするもの。
×印しつけ止め	ジャケットのベンツやスカートのスリットにするしつけ。
肩パット付け	ジャケットなどの肩に入れるパット付け。

家内労働法に関するお問い合わせは、山梨労働局または、最寄りの労働基準監督署へ

#### 山梨労働局 賃金室

〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11 電話番号 055-225-2854 FAX 055-236-5055

#### 労働基準監督署

名称	所在地	電話番号/FAX	管轄区域
甲府労働基準監督署	〒400-8579 甲府市下飯田 2-5-51	電話 055-224-5616 FAX 055-224-5618	甲府市、韮崎市、南アルプス 市、北杜市、甲斐市、笛吹市、 中央市、中巨摩郡、山梨市、 甲州市
都留労働基準監督署	〒402-0005 都留市四日市場 23-2	電話 0554-43-2195 FAX 0554-43-8786	都留市、富士吉田市、大月市、上野原市、南都留郡、北都留郡
鰍沢労働基準監督署	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鰍沢 1760-1 富士川地方合 同庁舎 5 階	電話 0556-22-3181 FAX 0556-22-5840	南巨摩郡、西八代郡

· · · Memo · · ·

